

令和 8 年度幼保連携型認定こども園整備事業者募集要項（移行）

多様化する保育・幼児教育のニーズに対し必要なサービスの提供体制の充実を図るため、既存幼稚園又は既存幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園への移行を希望する整備事業者の募集を行います。

1 幼保連携型認定こども園認可の方針

札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準条例（平成 26 年条例第 50 号。以下「条例」という。）及び札幌市私立幼保連携型認定こども園設置等認可要綱（平成 27 年子ども未来局長決裁。以下「認可要綱」という。）に定める設備・運営基準を満たす者について、認可要綱第 3 条の基本方針により認可を行うものとする。

2 募集内容・件数

(1) 補助事業

就学前教育・保育施設整備交付金を活用し、既存幼稚園又は幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園へ移行する事業者を募集する。

ア 募集定員

2 号・3 号定員（1 歳児以上）の設定は必須とする。

1 号定員は、既存幼稚園の在籍実績（直近 3 年度平均）又は現在の 1 号定員以下とする。

※ 詳細は 8 (1) を参照すること。

イ 開園・施設整備

(ア) 令和 9 年 4 月 1 日までに幼保連携型認定こども園として開園することを原則とする。

ただし、施設整備の工程上、以下の例で示すようなやむを得ない事情により、令和 8 年度単年度による施設整備が困難であると札幌市が判断するものに限り、令和 9 年 4 月 1 日以降の開園についても協議に応じる（法人の都合等による 2 か年度の整備には応じないので留意すること）。

（例）

- ・解体予定の幼稚園舎の外壁等にアスベストの含有が確認され、その除去工事に相当な期間を要するため、単年度による施設整備が困難な場合
- ・園舎の建替えに伴い、仮園舎の建設・設置が必要となり、施設整備の工程上、単年度による施設整備が困難な場合 など

(イ) (ア) のただし書きのとおり、施設整備の工程上、やむを得ない事情により、2 か年度の施設整備を計画する場合には、4 に定める整備計画書の提出期限前に、以下の書類を持参して、11 に記載する担当部署に相談を行うこと。なお、相談日時については、事前に調整を行うこと。

【整備計画書提出前の相談に係る持参書類】

- ① 施設整備予定地の周辺図、位置図
- ② 現園舎の平面図、新園舎の平面図、各室面積表
- ③ 施設整備に係る工事工程表（着工後の毎月の工事出来高割合も記載すること）
- ④ 2 か年度にわたっての施設整備となることの具体的な理由を明記した書面

※ 事前協議書類の審査期間中にも追加資料の提出を求める場合がある。

ウ 募集件数

予算の範囲内で決定するものとする。

エ 以下の 3 から 8 及び 10 に掲げる条件・要件を満たすこと。

- (2) 自主事業（既存幼稚園又は幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園への移行）
補助金によらず自主財源のみで行う事業であり、(1)のア、イの条件を満たすこと。また、
以下の3から8に掲げる条件・要件を満たすこと。
- (3) その他
応募状況等を踏まえて、募集内容を変更する場合がある。

注意事項（必ずお読みください）

- 1 本募集要項による整備事業に応募する事業者は、自ら、子ども・子育て支援新制度や関係する法令等の把握に努めてください。
 - 2 本募集要項による計画承認を受けた場合でも、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）等の規定による認可等の申請手続きが別途必要となります。
また、認可等の申請時点において、関係する法令等の基準を満たしている必要があります。
 - 3 就学前教育・保育施設整備交付金の対象事業とならなかった場合や本市の予算が成立しない場合には事業化されないため、このことにより事業者が損害を被ったとしても本市においては一切その責を負いませんので、補助事業に応募する事業者は、この点について、あらかじめ了承のうえ、幼保連携型認定こども園整備計画書を提出してください。
 - 4 整備予定地の周辺における保育ニーズなどを考慮し、持続可能な施設運営が可能であり、地域における教育・保育環境の充実に寄与すると認められる計画であることを求めます。
 - 5 本募集要項及び関連資料については、令和 7 年 10 月現在の法令を踏まえて作成しています。
 - 6 提出された書類は返却いたしません。また、資料作成等に係る費用については、事業者負担となります。
 - 7 建設市況によって、全国的に人材・資材不足の発生が懸念されることから、開園に遅れが生じないように、資材の供給状況等を踏まえた合理的な設計や確実な調達先の確保に努めてください。
 - 8 本募集要項に定めのない事項については、札幌市の指示に従うものとします。
- <参考 子ども家庭庁ホームページ：子ども・子育て支援新制度>
<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido>

3 申込資格

札幌市内において幼稚園又は幼稚園型認定こども園を適正に運営し、認可要綱第 4 条に定める基準を満たす学校法人であること。

4 申込書類

指定する期日までに「幼保連携型認定こども園整備計画書」（以下「整備計画書」という。）及び「幼保連携型認定こども園整備に係る事前協議書」（以下「事前協議書」という。）を提出すること。提出方法については、郵送又は持参によること。

なお、提出期限後は理由を問わず受理しないため、余裕をもって提出すること。

【期限厳守（必着）】

(1) 整備計画書

提出期限：令和7年11月20日（木）17時00分必着

(2) 事前協議書及び必要添付書類一式

提出期限：令和7年11月27日（木）17時00分必着

※ 事前協議書及び必要添付書類一式が整っていないものは受理しない。また、上記(1)の整備計画書を期限内に提出した場合に限り、提出することができる。

5 整備計画の審査及び決定

下記のとおり審査を行った上で、札幌市子ども・子育て会議認可・確認部会において審議し、提出された整備計画を決定する。

事業者による整備計画については、上記4により提出があった事前協議書及びそれに関する添付書類を基に、条例及び認可要綱に定める基準並びに幼保連携型認定こども園の共通審査基準中の審査項目との適合性について、「適」と判断された整備計画を採択する。

ただし、計画予算を超える応募があった場合など選定が必要な場合は、下記のとおり選定する。

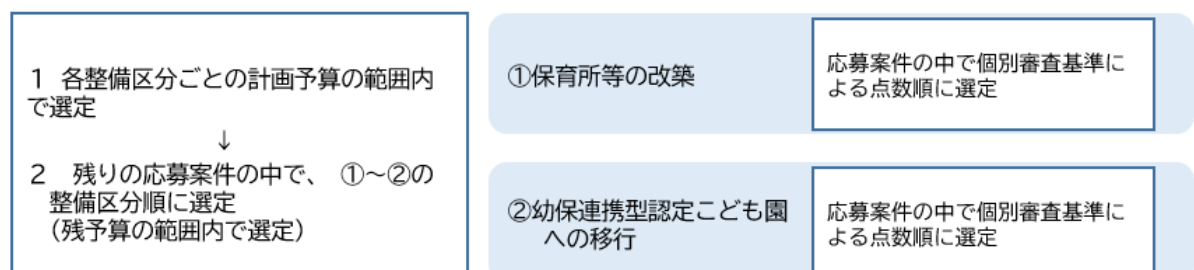
- (1) 各整備区分内において、整備区分ごとの計画予算の範囲で個別審査基準による点数が高い順番に選定する。
- (2) (1)で選定されなかった応募について、【整備区分による選定の順】により選定する。同一整備区分内では、個別審査基準による点数が高い順番に、(1)での予算残額（整備区分に関わらず残予算総額）の範囲で選定し、予算に達したところで当該整備区分での選定を確定させる※。

【整備区分による選定の順】

- ① 保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園の改築
- ② 既存幼稚園などからの幼保連携型認定こども園への移行

※ 残予算総額及び応募案件に係る補助額の状況により、①の応募案件が採択できない場合は、②の応募案件のみ採択となる場合がある。

＜計画予算を超える応募があった場合のフロー図＞



6 設置位置の条件等

- (1) 設置しようとする幼保連携型認定こども園の敷地は、原則として札幌市内において現に設置・運営されている幼稚園の敷地と同一敷地又はこれに隣接する敷地であることとする。
 - (2) 幼保連携型認定こども園を設置しようとする地域の保育需要など、認可要綱第5条に掲げる事項を考慮すること。
 - (3) 事前協議書類を札幌市に提出する前に、整備予定地の周辺（最低限、敷地境界から概ね30m以内）に居住する住民や町内会会長などに対して、整備予定の建物の規模・構造、定員、工事工程、保護者による園児送迎の駐車場所の確保状況などを示した資料の配布などを行うこと。
 - ・「札幌市が行う保育所等整備の公募に応募する予定」であることを明示すること。
 - ・資料配布を行う範囲をあらかじめ町内会会長に説明して、適宜相談すること。
 - ・配布資料には事業者の連絡先を明記して、要請があった場合は適宜訪問等により丁寧に説明すること。
- ※ 札幌市への事前協議書類の提出後においても、近隣住民に対して配慮するとともに、地域との信頼の構築に向け、整備計画に関する丁寧な情報提供・説明を行う必要があることに十分に留意すること。

注意事項（必ずお読みください）

- 1 良質な保育環境の提供等の観点から、設置予定地が以下の地域に該当する場合には、整備地域として望ましくないものと判断し、原則として除外地域とします。

<主な除外地域例>

 - (1) 用途地域が「工業地域又は工業専用地域」の場合
 - (2) 直線距離で200m以内に児童の健全な育成に影響を及ぼすような風俗関係施設として、店舗型性風俗特殊営業施設が所在する場合
 - (3) 直線距離で100m以内に風俗営業施設（パチンコ店、ゲームセンター等）が所在する場合
 - (4) 既存の保育施設等の位置関係から新規設置が必要でないと判断する場所
 - (5) 土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域（ただし、土砂災害警戒区域において、現敷地からの移転等が困難であり、当該区域内での整備がやむを得ないときは、整備計画の内容が妥当であると本市が判断する場合に限り、整備を認める場合がある。）

※ 上記ただし書きの適用を受ける際は、整備計画書の提出前に札幌市と個別に協議の上、整備予定地の状況や計画の詳細が確認できる資料等（地質調査等の結果が確認できる書類及びそれらに基づく施工計画書類等）を提出すること。

 - (6) そのほか、設置位置として適切でないと判断する場所
- 2 市街化調整区域では、建設を制限されており、新築による創設整備を行うことはできません。
- 3 整備予定地は、事業者が近隣住民に対する配慮や周辺環境の把握を行った上で決めるものとする。
- 4 札幌市への事前協議書類の提出後においても、近隣住民に対して配慮するとともに、地域との信頼の構築に向け、整備計画に関する丁寧な情報提供・説明を行う必要があることに十分に留意すること。

7 土地及び建物の確保についての条件

幼保連携型認定こども園の敷地及び建物については、原則、自己所有（新たに購入する場合を含む）とし、これを担保に供していないこと（今回の整備に当たって必要な借入に係るものは除くが、幼保連携型認定こども園の安定的な運営を確保する観点から、根抵当権を設定することは認めない。）とする。

ただし、認可要綱第10条に定めている以下の(1)～(5)の要件を満たす場合に限り、貸地での整備を認める場合があるが、事前に11に記載する担当部署に相談を行うこと。

- (1) 貸与を受ける土地について、地上権又は賃借権を設定しかつこれを登記することが確約されていること。ただし、貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体であると市長が認める場合に限り、地上権・賃借権の設定・登記の確約を不要とする。
- (2) 貸与を受ける土地の賃借料が、地域の水準に照らして、適正な額以下であることを明示する資料（例として、不動産鑑定評価書など）を提出すること。
- (3) 貸与を受ける土地の賃借料を支払うための財源について、既存事業から継続的に財源が確保されているなど、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- (4) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料及び当該賃借料を支払うための財源が収支予算書に適正に計上されていること。
- (5) 現に学校法人又は社会福祉法人が設置している幼稚園又は保育所の土地が、認可権者から借用を認める取扱いを受けている場合において、幼保連携型認定こども園を設置するため、幼稚園又は保育所を設置する学校法人又は社会福祉法人が単一の設置主体による運営に切り替えるために事業の全部を学校法人又は社会福祉法人に譲渡する場合は、上記(1)～(4)に関わらず、貸地での整備を認める。

なお、事業用定期借地権などの契約の更新のない制度を利用する場合（補助事業は建物譲渡特約付借地権を除く）については、上記(1)～(5)に加え、以下の(6)及び(7)の条件を併せて満たすこと。

- (6) 契約期間については、整備する建物の財産処分制限期間※以上とすること（開園日から起算）。

※ 財産処分制限期間：整備希望時の建築経過年数が（登記簿の新築年月日から起算し、令和8年1月1日時点）下記の財産処分制限期間を超過しているかで判断する。

	建物の構造	処分制限期間
1	木造施設	22 年
2	鉄骨造施設	
	(1) 鉄骨の厚さが3mm以下のもの	19 年
	(2) 鉄骨の厚さが3mmを超え4mm以下のもの	27 年
	(3) 鉄骨の厚さが4mmを超えるもの	34 年
3	ブロック造施設	38 年
4	鉄筋コンクリート造施設	47 年

- (7) 契約期間満了に伴う幼保連携型認定こども園の廃止申請に当たっては、入所児童に係る処置を適切に行うこと（閉園時に在園児が全て転園できる保証がないため、卒園まで在園できない年齢の児童の入所申込があった場合には、事業者において閉園時期を事前に説明し、了承を得ること。）。

8 運営内容、構造等

(1) 利用定員

2号定員については、既存幼稚園における令和7年10月1日時点の新2号認定児童数を上限とし、最大90人とする。

3号定員については、19人を上限とする。

1号定員については、本市の1号定員はニーズ量に対し必要な供給量を確保できているため、既存幼稚園の在籍実績（直近3年度平均）又は令和7年10月1日時点の1号定員以下とし、2号・3号定員を踏まえたものとする。

また、定員規模については、敷地規模や地域の実情を踏まえて札幌市と協議のうえ決定すること。

なお、幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園に移行する場合、または既存の保育施設との統廃合を伴う場合の定員設定については、事前協議書の提出前に札幌市と個別に協議すること。

※ 自主事業についても同様とする。

【2・3号の定員設定の例】

定員\年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
40人	2人	5人	5人	9人	9人	10人
60人	2人	7人	7人	14人	15人	15人
90人	3人	8人	8人	23人	24人	24人

(2) 受入れ対象年齢

乳児を受け入れる場合は、産休明け又は生後5か月からのいずれかを選択すること。

なお、補助事業の場合は、1歳児の定員設定は必須とする（0歳児は設定しないことも可）。

(3) 開所日について

月曜日から土曜日までとする（祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）。

なお、休日保育を実施する場合の開所日は、年末年始（12/29～1/3）を除く毎日とする。

(4) 開所時間及び延長保育（時間外保育）について

7時00分開所、19時00分又は20時00分閉所の延長保育実施を原則とする。

(5) 一時預かり事業について

幼稚園型及び一般型（在園児及び非在園児）の両方を実施すること。

※ 当該事業を行うためのスペースを確保すること（スペースが確保されていれば必ずしも一時保育室を設ける必要はない）。

(6) 構造及び設備

ア 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された既存園舎を活用する場合は、新耐震基準に基づく耐震性を有するように努めること。

イ 幼保連携型認定こども園において2階以上に保育室や教室等を置く場合の園舎は、既存幼稚園部分であっても建築基準法に規定する耐火建築物に限られていること（準耐火建築物は認めない）。

ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）の定めるところに従うほか、条例、認可要綱の基準に適合する施設とする。

（詳細については、資料集「札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準条例」、「札幌市幼保連携型認定こども園の施設の整備について（令和7年度版）」を参照）

(7) 環境に配慮した施設整備

補助事業については、「環境配慮型認可保育所（エコ保育園）」整備に関するガイドライン（平成 21 年 10 月 20 日子ども未来局長決裁）に基づき、環境に配慮した設備や技術を取り入れること。なお、自主事業についても、環境に配慮した保育所等整備を推進しているため、可能な限り環境に配慮した設備や技術を取り入れること。

（詳細については、資料集『「環境配慮型認可保育所（エコ保育園）」整備に関するガイドライン』を参照）

(8) シックハウス対策

補助事業については、工事のしゅん工後に揮発性有機化合物 6 種類（ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン及びスチレン）の室内濃度測定を実施した上で、厚生労働省が定めた指針値以下であることを確認できる書面を提出することを補助金交付条件の一つとする。

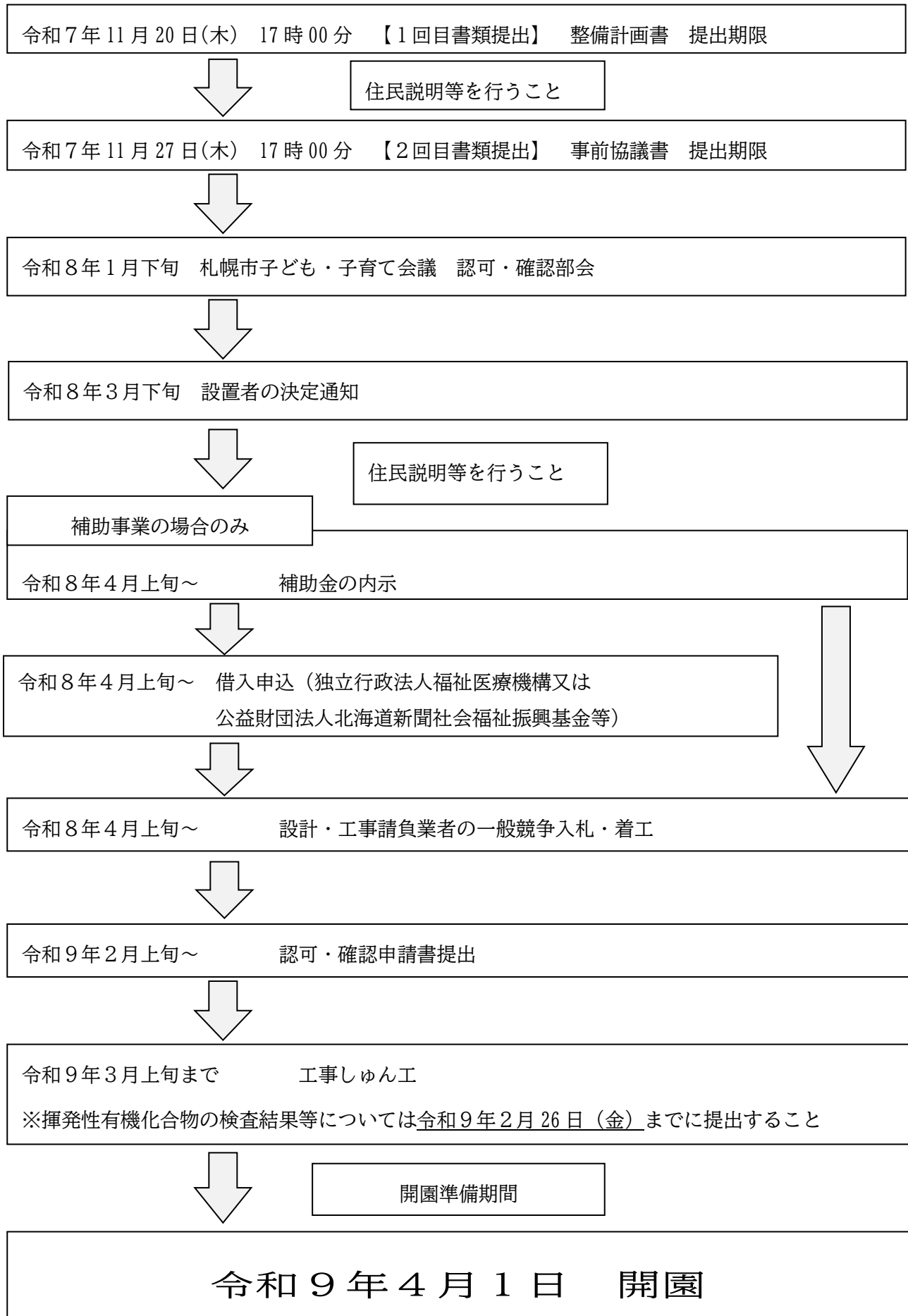
また、室内濃度測定は全室について行うことを原則としているが、一部を省略する場合は事前に札幌市の許可を得ることとする。ただし、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の濃度測定は省略することができない。

なお、自主事業についても、児童等の安全を確保する観点から室内濃度測定を実施し、結果報告書を提出すること。

※ 揮発性有機化合物 6 物質のうち、トルエンは指針値を超えやすいことから、溶剤や接着剤についてはトルエンを含有していないものの使用に特に努めること。

（詳細については、「札幌市認可保育所等整備に係るシックハウス対策要綱」を参照）

9 幼保連携型認定こども園整備のスケジュール（予定であり、変更の可能性あり）
令和9年3月上旬までに整備を完了させ、令和9年4月までに開園すること。



※補助金の内示時期は、国のスケジュールによって変更となる場合があります。

	幼保連携型認定こども園整備事業
補助金	以下の補助については、国庫補助事業（就学前教育・保育施設整備交付金）の採択や札幌市の保育所等整備予算の成立を前提として交付を行うものであり、国庫補助事業の採択や札幌市の保育所等整備予算の成立がない場合は、事業化されないので留意すること。 （令和6年度就学前教育・保育施設整備交付金においては、市町村からの申請額が国の予算額を超えたことにより、他市町村では整備事業が不採択や満額交付とならない案件が生じていたことを申し添える。） (1) 保育を実施する部分に対する補助 【対象事業】 既存幼稚園の敷地内又は隣接地に保育を実施する部分の新築又は増築 【補助条件】 ① 実施設計・工事監理業者及び工事請負業者の選定は札幌市の入札規程に準じて行い、一般競争入札により行うこと。 ② 3号認定子ども（1歳児は必須）の定員を設定のうえ、必要な設備（「札幌市幼保連携型認定こども園の施設の整備について（令和7年度版）」を参照）を設けること。 ③ 地域型保育事業の連携施設（保育内容の支援、代替保育、卒園後の受け皿）となることに努めること※。また、計画（基本設計）の段階から地域型保育事業の連携施設（卒園後の受け皿）の機能を担えるよう特段の配慮を行うこと。 ※「連携施設となることに努めること。」とは、地域型保育事業所の事業者から連携施設の相談・依頼があった際は、既に他の地域型保育事業所の連携施設となっていたり、設備や従事者数等の理由で幼保連携型認定こども園が適正に運営できなくなるなど特段の事情がない限りは連携施設となることを承諾するものであること。 【補助対象経費】 保育を実施する部分の整備に必要な工事請負費（設備整備費を含む。）、工事事務費（設計監督料を含む。）及び実施設計費 【補助額】 2号・3号定員の増数が60人の場合で最大179,799千円程度、90人の場合で最大228,579千円程度（1号は200人）。 ※ 実際の事業費によって補助額に変動あり（対象経費の3/4を上限）。 ※ 上記補助額は「令和7年度就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」に基づく試算額。 (2) 幼稚園部分の改築に対する補助 【対象事業】 上記(1)の保育を実施する部分の整備と併せて行う既存幼稚園の改築 【補助条件】 上記(1)の補助条件のほか、以下の条件についても満たすこと。 改築する幼稚園部分の建物が国庫補助を受けて建築されている場合は、「財産処分制限期間（耐用年数）」を経過しているか、財産処分の承認を得られる見込みがあること。 【補助対象経費】 移行する既存幼稚園部分の改築に必要な工事請負費（設備整備費を含む。）及び工事事務費（設計監督料を含む。）及び実施設計費 ※ 2・3号定員の園舎と合築する場合の補助対象経費は、面積按分により算出する。 【補助額】 1号認定子どもの定員数が140人の場合で最大302,389千円程度（仮設園舎整備分を除く） ※ 実際の事業費によって補助額に変動あり（対象経費の3/4を上限）。 ※ 上記補助額は「令和7年度就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」に基づく試算額。

11 書類の提出先及びお問い合わせ先

〒060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階

札幌市子ども未来局子育て支援部保育推進課施設整備担当係

電話 011-211-2346 FAX 011-231-6221

12 添付資料

- (1) 幼保連携型認定こども園の共通審査基準
- (2) 幼保連携型認定こども園整備の個別審査基準